

国 地 契 第 5 8 号
平成20年1月30日

各地方整備局長 あて

国土交通事務次官

「建築設計業務委託契約書の制定について」及び「建築工事監理業務委託契約書の制定について」の一部改正について

建築設計業務及び建築工事監理業務について、平成19年度予算から国庫債務負担行為が適用されることとなったことを受け、下記のとおり関係通達を改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号）別冊「建築設計業務委託契約書」の一部を次のように改める。
 - 第34条第4項中「第37条」の前に「第36条の2又は」を加える。
 - 第36条の次に次の1条を加える。

（部分払）

第36条の2 乙は、業務の完了の前に、乙が既に業務を完了した部分（第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中〇回を超えることができない。

[注] 部分払を行わない場合には、この条を削除する。
 - 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を甲に請求しなければならない。
 - 3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、乙の立会いの上、設計仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。
 - 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

- 5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項の通知にあわせて第1項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から○日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の業務委託料相当額 $\times$ (9/10-前払金額/業務委託料)

[注] ○の部分には、原則として、「10」と記入する。

- 6 乙は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 7 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

第37条の次に次の3条を加える。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第37条の2 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

[注] 第37条の2から第37条の4までは、この契約が国債に基づく場合に使用する。

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

- 3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(国債に係る契約の前金払の特則)

第37条の3 国債に係る契約の前金払については、第34条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第34条及び第35条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額(前会計年度末における第36条の2第1項の業務委託料相当額(以下本条及び次条において「前会計年度末業務委託料相当額」という。))が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」とする。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が

設計仕様書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計仕様書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

(国債に係る契約の部分払の特則)

第37条の4 国債に係る契約において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「履行高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第36条の2第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{業務委託料相当額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{業務委託料相当額} - (\text{前年度までの履行高予定額} + \text{履行高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の履行高予定額}$$

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年 度	回
年 度	回
年 度	回

第38条第2項中「の規定に基づく」の前に「又は第36条の2」を加える。

第39条第1項中「第34条」の次に「、第36条の2」を加える。

第40条第2項中「の規定」の前に「又は第36条の2第3項」を加える。

第41条の2第1項第1号中「（昭和22年法律第54号）」を「（昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。））」に、「第48条の2第1項又は第54条の2第1項」を「第7条の2第1項」に改め、同項第2号中「使用人」の次に「を含む。」を加え、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項」を「独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号」に改める。

第45条第2項中「乙が既に業務を完了した部分（第37条の規定により部分

引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)」を「既履行部分」に改める。

第46条第1項及び第2項中「第34条」の次に「(第37条の3において準用する場合を含む。)」を加える。

2. 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号)別冊「建築工事監理業務委託契約書」の一部を次のように改める。

第27条の次に次の2条を加える。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第27条の2 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

[注] 第27条の2及び第27条の3は、この契約が国債に基づく場合に使用する。

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(国債に係る契約の部分払の特則)

第27条の3 国債に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年 度	回
年 度	回
年 度	回

第31条の2第1項第1号中「(昭和22年法律第54号)」を「(昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。)」に、「第48条の2第1項又は第54条の2第1項」を「第7条の2第1項」に改め、同項第2号中「使用人」の次に「を含む。」を加え、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項」を「独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号」に改める。

附則

本通達は、平成20年1月31日から施行し、同日以降に入札手続(入札公告、公示、掲示等をいう。)を開始する業務から適用する。

○建築設計業務委託契約書の制定について（抄）
（平成１０年１０月１日付け建設省厚契発第３７号）

改 正 案	現 行
第１条～第３３条 （略） （前金払） 第３４条 １～３ （略） ４ 乙は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の１０分の４を超えるときは、乙は、業務委託料が減額された日から３０日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に<u>第３６条の２又は第３７条の規定による支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。</u> ５、６ （略） 第３５条、第３６条 （略） <u>（部分払）</u> <u>第３６条の２ 乙は、業務の完了前に、乙が既に業務を完了した部分（第３７条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものと、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の１０分の９以内の額について、次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中〇回を超えることができない。</u> <u>〔注〕 部分払を行わない場合には、この条を削除する。</u> <u>２ 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を甲に請求しなければならない。</u> <u>３ 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から１０日以内に、乙の立会いの上、設計仕様書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。</u> <u>４ 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。</u> <u>５ 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第１項の業務委託料相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第３項の通知にあわせて第１項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から〇日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。</u> <u>部分払金の額 ≤ 第１項の業務委託料相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 業務委託料)</u> <u>〔注〕 〇の部分には、原則として、「１０」と記入する。</u>	第１条～第３３条 （略） （前金払） 第３４条 １～３ （略） ４ 乙は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の１０分の４を超えるときは、乙は、業務委託料が減額された日から３０日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第３７条の規定による支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。 ５、６ （略） 第３５条、第３６条 （略） <u>【追加】</u>

6 乙は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

第37条 (略)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第37条の2 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

[注] 第37条の2から第37条の4までは、この契約が国債に基づく場合に使用する。

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

年 度	円
年 度	円
年 度	円

3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(国債に係る契約の前金払の特則)

第37条の3 国債に係る契約の前金払については、第34条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第34条及び第35条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額(前会計年度末における第36条の2第1項の業務委託料相当額(以下本条及び次条において「前会計年度末業務委託料相当額」という。))が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」とする。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

第37条 (略)

【追加】

【追加】

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計仕様書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計仕様書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

（国債に係る契約の部分払の特則）

第37条の4 国債に係る契約において、前会計年度末業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「履行高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第36条の2第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 業務委託料相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {業務委託料相当額 - (前年度までの履行高予定額 + 履行高超過額)} × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の履行高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年 度	回
年 度	回
年 度	回

（第三者による代理受領）

第38条 1 （略）

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の

【追加】

（第三者による代理受領）

第38条 1 （略）

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の

提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第37条において準用する場合を含む。）又は第36条の2の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する乙の業務中止）

第39条 乙は、甲が第34条、第36条の2又は第37条において準用する第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 （略）

第40条 1 （略）

2 前項において乙が負うべき責任は、第31条第2項（第37条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は第36条の2第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

第41条 （略）

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第41条の2 乙（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があつた場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）次号において「独占禁止法」という。

第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 （略）

提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第37条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する乙の業務中止）

第39条 乙は、甲が第34条又は第37条において準用する第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、乙は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 （略）

第40条 1 （略）

2 前項において乙が負うべき責任は、第31条第2項（第37条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

第41条 （略）

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第41条の2 乙（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があつた場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 この契約に関し、乙（法人にあつては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 （略）

第42条～第44条 （略）

（解除の効果）

第45条 1 （略）

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

3 （略）

（解除に伴う措置）

第46条 契約が解除された場合において、第34条（第37条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.4パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条（第37条の3において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.4パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。

3、4 （略）

第47条～第50条 （略）

第42条～第44条 （略）

（解除の効果）

第45条 1 （略）

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

3 （略）

（解除に伴う措置）

第46条 契約が解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.4パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第42条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.4パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。

3、4 （略）

第47条～第50条 （略）

○建築工事監理業務委託契約書の制定について（抄）
（平成１３年２月１５日付け国官地第３－２号）

改 正 案	現 行																		
第１条～第２７条 （略） <u>（国庫債務負担行為に係る契約の特則）</u> <u>第２７条の２ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。</u> <table> <tr><td>年 度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年 度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年 度</td><td>円</td></tr> </table> <u>〔注〕第２７条の２及び第２７条の３は、この契約が国債に基づく場合に使用する。</u> <u>２ 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。</u> <table> <tr><td>年 度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年 度</td><td>円</td></tr> <tr><td>年 度</td><td>円</td></tr> </table> <u>３ 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。</u> <u>（国債に係る契約の部分払の特則）</u> <u>第２７条の３ 国債に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。</u> <u>２ 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。</u> <table> <tr><td>年 度</td><td>回</td></tr> <tr><td>年 度</td><td>回</td></tr> <tr><td>年 度</td><td>回</td></tr> </table> 第２８条～第３１条 （略） （談合等不正行為があった場合の違約金等） 第３１条の２ 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指	年 度	円	年 度	円	年 度	円	年 度	円	年 度	円	年 度	円	年 度	回	年 度	回	年 度	回	第１条～第２７条 （略） <u>【追加】</u> <u>【追加】</u> 第２８条～第３１条 （略） （談合等不正行為があった場合の違約金等） 第３１条の２ 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指
年 度	円																		
年 度	円																		
年 度	円																		
年 度	円																		
年 度	円																		
年 度	円																		
年 度	回																		
年 度	回																		
年 度	回																		

定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 （略）

第32条～第40条 （略）

定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第48条の2第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 （略）

第32条～第40条 （略）